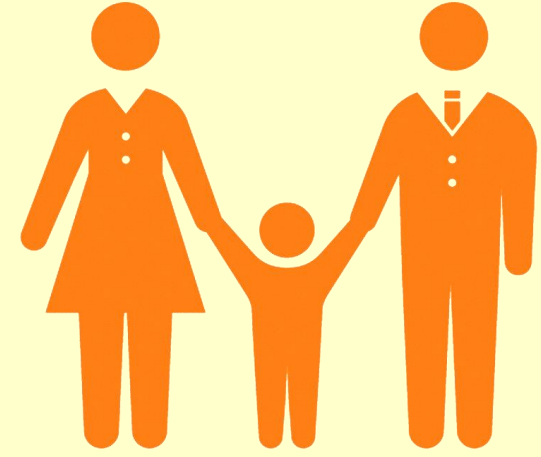


# 年金 ニュース



## 年金改革法が成立しました

年金が、本当に「カット」されるのか？  
どんな改革なのか？  
年金の将来が、どのように安定していくのか？  
などについて、お知らせします

### 4 60歳未満で職に就いていない方

- ・ **60歳より前に無職になった場合、年金への加入が必要です。**  
20歳以上60歳未満の方は、**国民年金に加入する必要があります。**年金の受給には、保険料を納付した期間等が10年以上※5必要です（老齢年金の場合）。  
※5 平成29年8月、必要な期間が「25年」から短縮されます。保険料の免除や猶予をした期間を含みます。
- ・ **専業主婦・主夫で保険料を払っていませんが、大丈夫でしょうか。**  
厚生年金の加入者の配偶者で、加入者に扶養されている方については、個人での負担は不要です。厚生年金の制度全体で保険料を負担しているからです。
- ・ **年金記録の確認について教えてください。**  
基礎年金番号に結びついていない持ち主不明の年金記録が約2千万件あります。  
特に、転職が多い方、姓が変わったことがある方、いろいろな読み方があるお名前の方などは、年金記録を確認ください。ねんきん定期便やねんきんネット、またはお近くの年金事務所で確認ができます。

### 5 将来の年金を増やしたい方

- ・ **「パートで働いても厚生年金に入って年金を増やせる」と聞きましたが。**  
現在、パート労働者で国民年金に加入している方は、**厚生年金に加入すると将来の年金受け取り額が増加します。**  
週20時間以上勤務で、月額賃金が8.8万円以上の場合、厚生年金に加入できることとなりました（大企業は平成28年10月から、中小企業等は平成29年4月から※6）。  
※6 500人以下の中小企業では、厚生年金に加入することについて労使合意が必要となります。
- ・ **もうすぐ65歳になりますが、年金を増やすことはできますか。**  
65歳以降に**受給開始を繰り下げることで年金が増加します。**たとえば、受給を70歳まで待った場合には、65歳で受給するときよりも年金額が約4割増えます。
- ・ **公的年金に上乘せしてもらえる年金があると聞いたのですが。**  
**iDeCo（イデコ。個人型確定拠出年金）**や**国民年金基金**等に参加すれば年金額を増やせます。特にiDeCoは、60歳未満なら基本的に誰でも参加できるようになりました（平成29年1月～）。なお、掛け金などについて所得税の優遇も受けられます。

イデコダイヤル(平成29年1月3日以降)  
0570-086-105  
月～金曜日/10:00～20:00  
土曜・日曜・祝日、10:00～16:00

国民年金基金:0120-65-4192  
月曜日～金曜日/9:00～17:00  
◎土曜・日曜・祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。



年金請求等の手続きについてのお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」まで  
**0570-05-1165** 050で始まる電話でおかけになる場合は Tel. 03-6700-1165

月曜日(月曜が休日の場合は、休日明けの初日)/8:30～19:00火～金曜日/8:30～17:15 第2土曜日/9:30～16:00  
◎土曜・日曜・祝日(第2土曜を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

文書やFAXでの年金相談も可能です。詳しくは

[年金相談](#) [検索](#)



# 「年金の仕組み」をもう一度

**公的年金**は、現役で働く世代が高齢者などを支え、社会全体で安心を提供するものです。

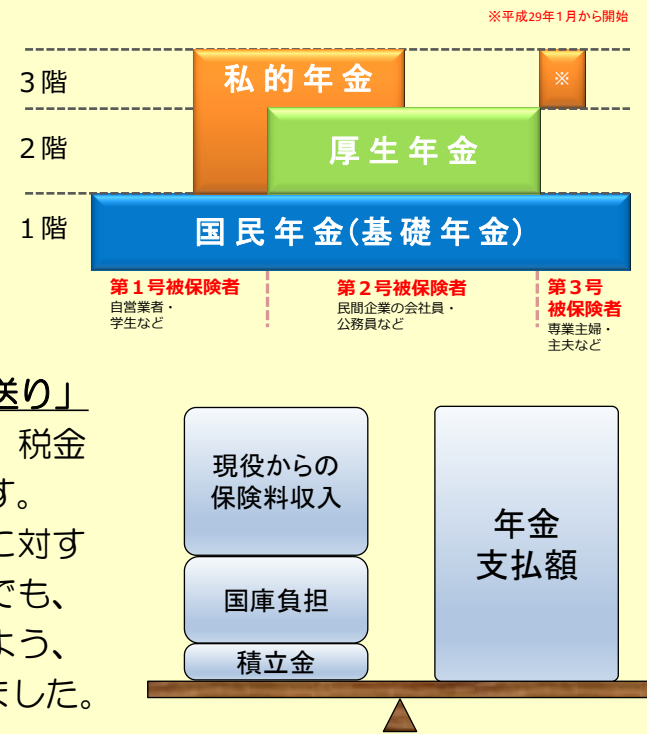
20歳以上の全ての人が加入する**国民年金**と、会社員や公務員が加入する**厚生年金の2階建て**※1になっています。

※1 個人や企業で、上乘せの「**私的年金**」に加入している場合、「**3階建て**」になります。

**現役世代が払う保険料を年金給付に充てる「仕送り」（賦課方式）**が制度の基本です。保険料以外にも、税金（基礎年金の1/2）と積立金が給付に充てられます。

現在、高齢化と少子化が急速に進み、受給世代に対する現役世代の割合が低下しています。この状況下でも、将来にわたって持続的で安心できる仕組みとなるよう、平成16年に「マクロ経済スライド」※2を導入しました。

※2 現役世代が負担する保険料水準は固定した上で、現役世代の減少や寿命の伸びに応じ、物価や平均賃金の伸びを一部差し引いて年金給付の水準を調整する仕組みです。前年度より年金額が下がる調整は行いませんが、平成30年4月からは、物価・賃金が上昇した際に、過去の未調整分も繰り越して調整します。



## ② もうじき、年金を受給される方

・ **年金はいつからもらえるのですか。**  
**老齢基礎年金は65歳からです。**老齢厚生年金については、平成42年までの間、60歳から65歳に段階的に引き上げられていきます（生年や性別で違いがあります）。60歳以上ならば、額は減りますが繰り上げて受給することも可能です。

・ **将来もらえる年金の額はどこで確認できますか。**  
毎年、皆さんの誕生月に郵送される「**ねんきん定期便**」や、日本年金機構のホームページにある「**ねんきんネット**」で**確認できます**。ただし、その額は目安です。実際には、受給までに納付された額やその時の物価などを考慮した額になります。

・ **受給の際にはどのような手続きが必要ですか。**  
年金を受給するためには、**年金請求の手続きが必要です**。60歳または65歳になる前に、日本年金機構から「**年金請求書**」が郵送されてきますので、必要な書類を添えてお近くの年金事務所へご提出ください。

## ③ 現役で働いている方

・ **自分が支払う保険料の見通しについて教えてください。**  
厚生年金の保険料率は、平成29年9月より後には、上がることはありません。また、国民年金の保険料は、平成31年4月より後には、上がることはありません（ただし、物価や賃金の変動に応じて上下することはあります）。

・ **若い人は納付額以上の給付を受けられないのですか。**  
**違います**。これからも皆さんが納めた額以上の年金を給付できる見通し※3です。受給者全員が受け取る「**老齢基礎年金**」は、給付額の半分を国が負担しています。  
※3 平均寿命（現在は男性 80.79歳、女性 87.05歳）まで生きた場合に、保険料の納付期間の長さなどの条件を置いて計算しています。

・ **保険料を払わないとどうなるのですか。**  
**将来受け取る年金額が、その分、減ります**。年金額は保険料を納付した期間に応じで決まり、さらに、受給には納付期間等が10年※4必要です（老齢年金の場合。保険料の免除や猶予をした期間を含みます）。

※4 平成29年8月から、必要な期間が「25年」から「10年」に短縮されます。すでに65歳以上で、今回の短縮により受給が可能となる方には、平成29年2月末～7月に日本年金機構から「**年金請求書**」を郵送する予定です。必要書類を添えてお近くの年金事務所などにご提出ください。

また、保険料の納付（または免除や猶予の手続）をしていれば、60歳未満でも、けがなどで重い障害を負った場合に「**障害年金**」、一家の大黒柱が小さな子供や配偶者を残して亡くなった場合に「**遺族年金**」を受け取れます。

## ① 年金をすでに受け取っている方（年金受給者）

・ **今回の改革により、年金額は減るのですか。**  
賃金と物価が上がっている経済状況では、今回の改革によるルールが発動されることはなく、**年金額は減りません**。  
政府は、**アベノミクスにより経済再生に全力で取り組んでいます**。

・ **経済再生に取り組んでいるのにルールを変えるのはなぜですか。**  
将来、リーマンショックのような想定外の事態が発生し、賃金の下がり、物価変動を下回る場合には、賃金変動に合わせて年金額を改定します（平成33年4月～）。このようにルールを変えなければ、現在の年金支払によって、将来世代のための積立金が予定以上に取り崩され、現役世代が将来受け取る年金の水準が低下します。

・ **年金だけでは生活が困難ですが、低所得者への支援はあるのですか。**  
年金を含めても所得が低く援助を要する方には、新たに「**福祉的な給付**」（年最大6万円）がスタートします（平成31年10月予定）。

生活にお困りの方は、各地に自立支援のための相談窓口がありますので、お住まいの都道府県や市区町村にお問い合わせください。また、年金や資産などを活用しても生活が困難な方は、生活保護を受けられる場合がありますので、お近くの福祉事務所にご相談ください。



## 年金制度に加入していなくても 資格期間に加えることができる期間があります



過去に年金制度に加入していなかった、サラリーマンの配偶者だった期間なども、資格期間にカウントできる場合があります。

### 合算対象期間（「カラ期間」といいます）

合算対象期間（カラ期間）は、過去に国民年金に任意加入していなかった場合などでも、年金受け取りに必要な資格期間に含むことができる期間です。（ただし、年金額の算定には反映されません）

具体的には ①昭和61年3月以前に、サラリーマンの配偶者だった期間、②平成3年3月以前に、学生だった期間、③海外に住んでいた期間、④脱退手当金の支給対象となった期間 などが合算対象期間（カラ期間）となり、これを「資格期間」にカウントすると、年金が受給できる可能性があります。詳しくは、年金事務所へご相談ください。

## ご自身の年金記録を確認することで 年金を受けとれる場合があります

持ち主のわからない年金記録（いわゆる「未統合記録」）につきましては、これまで「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」などにより、年金記録のご確認をお願いしてまいりました。

しかし、持ち主が確認できない記録が、今なお約2000万件残っています。この中にご自身の記録があった場合は年金を受けとれることがあります。

特に、①旧姓の方や読み間違えやすいお名前の方、②本来とは異なる生年月日やお名前で届出された可能性がある方は、年金事務所へご相談ください。皆さまの年金記録をもう一度確認します。

➤ 年金記録は、「ねんきんネット」で簡単に確認することができます。



ねんきんネット

検索



＜スマホでアクセス

お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050から始まる番号で  
おかけになる場合は  
03-6700-1144

受付時間

月～金曜日：午前9時～午後7時まで  
第2土曜日：午前9時～午後5時まで  
祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

### 不審な電話や訪問があった場合は

日本年金機構や年金事務所の職員と称して、現金を詐取したり、銀行口座番号を聞くなどの、不審な電話や訪問にご注意ください。

「怪しいな？」と感じたら、口座番号や個人情報を話したり、現金を支払ったり、振り込みをせずに、お近くの年金事務所または警察へお問い合わせください。

## 年金 ニュース

第2回中国四国地方年金記録審議会総会  
平成29年4月13日

資料3-5



政府広報 | 厚生労働省  
平成29年2月

第2号



## 新たに年金を受けとれる方が増えます。 年金額を増やすこともできます。

- ✓ 年金を受けとるために必要な納付期間が25年から10年に減りました
- ✓ 60歳から保険料を納めることや、過去5年以内に納め忘れた保険料をさかのぼって納めることで、年金額を増やせます
- ✓ ご自身の年金記録を確認することで、年金を受けとれる場合があります

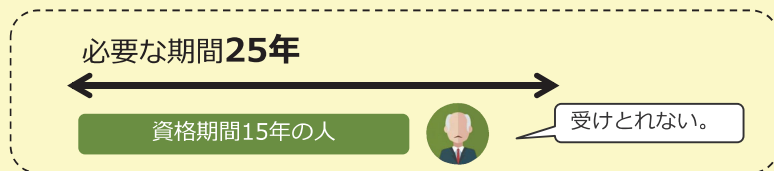
ご不明な点や年金事務所への相談の予約は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

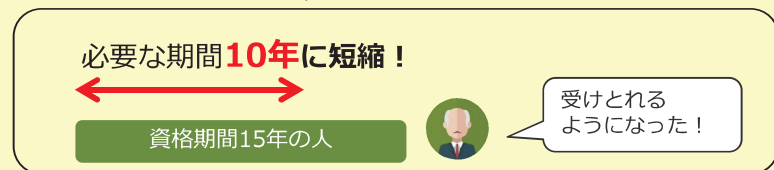
050で始まる電話でおかけになる場合はTel. 03-6700-1165

## 資格期間が10年以上となれば 年金を受けとれるようになりました

これまで



平成29年  
8月1日から



### 「資格期間」とは？

- ◎ 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ◎ サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
- ◎ 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間）[☞3ページをご覧ください](#)

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。

資格期間が10年（120月）以上あると、年金を受けとることができます。

**注：年金の額は、納付した期間に応じて決まります。**

**40年間保険料を納付された方は、満額を受けとれます。**

**（10年間の納付では、受けとる年金額は概ねその4分の1になります）**

### 対象となる方は手続きが必要です。

新たに年金を受けとれるようになる、資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構より年金請求書が郵送されます。（以下の時期に送付）

お手元に届きましたら、「**ねんきんダイヤル**」で**予約の上**、手続きを！

|    | 送付時期<br>(生年月日により異なります) | 年金請求書が送付される方<br>※年金を受け始める年齢は男女で異なります                      |
|----|------------------------|-----------------------------------------------------------|
| ①  | 2月下旬～3月下旬              | 大正15年4月2日～昭和17年4月1日生まれ                                    |
| ②  | 3月下旬～4月下旬              | 昭和17年4月2日～昭和23年4月1日生まれ                                    |
| ③  | 4月下旬～5月下旬              | 昭和23年4月2日～昭和26年7月1日生まれ                                    |
| ④  | 5月下旬～6月下旬              | 昭和26年7月2日～昭和30年10月1日生まれ【女性】<br>昭和26年7月2日～昭和30年8月1日生まれ【男性】 |
| ⑤* | 6月下旬～7月上旬              | 昭和30年10月2日～昭和32年8月1日生まれ【女性】<br>大正15年4月1日以前生まれ             |

\*国共済、地共済及び私学共済に加入した期間がある方は、生年月日に関係なく、⑤の時期にお送りします。

資格期間が10年未満の方へも、年内をめどにお知らせの送付を開始します。

## 今から保険料を納めて 年金額を増やすこともできます

新たに保険料を納付すると、年金を受けとれるようになったり、年金額が増えたりします。



### 60歳以上の方も国民年金に加入できます（任意加入制度）

希望される方は、「60歳から65歳まで」の5年間、国民年金保険料を納めることで65歳から受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。

また、資格期間が10年に満たない方は、最長70歳まで国民年金に任意加入することで、資格期間が増え、年金を受けとれるようになります。

#### ご利用いただける方（次の①～④のすべてに該当する方です）

- ① 日本国内に住所を有する\*60歳以上65歳未満の方（年金の受給資格期間を満たしていない場合は70歳未満の方まで）
- ② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ③ 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
- ④ 現在、厚生年金保険に加入していない方

\*外国に居住する日本国籍をお持ちの方も加入できます

### 過去5年間に納め忘れた保険料を納めることができます（後納制度）

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある場合も、申し込みにより、保険料を納めることができます（平成30年9月まで）。保険料を納めることで、年金を受けとれるようになったり、年金額が増えたりします。

#### ご利用いただける方（次の①または②のいずれかに該当する方です）

- ① 5年以内に保険料を納め忘れた期間がある方（任意加入中の保険料も該当します）
- ② 5年以内に未加入の期間がある方（任意加入の対象となる期間は該当しません）

注：60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申込みできません

### 専業主婦（主夫）の届け出漏れの期間のお届け（特定期間該当届）

例えば、会社員の夫が退職したときや、妻の年収が増えて夫の健康保険の被扶養者から外れたときなどには、国民年金を3号から1号に切替が必要です。

過去に2年以上切替が遅れたことがある方は、切替が遅れた期間の記録が保険料未納期間になっています。

「特定期間該当届」の手続きをすることで、年金を受けとれない事態を防止できるほか、最大で10年分の保険料を納め、受けとる年金額を増やすことができます。納付できる期間は平成30年3月までです。

国民年金のお手続きなどに関しては「ねんきん加入者ダイヤル」へ

**0570-003-004**

050で始まる電話でおかけになる場合はTel. 03-6630-2525